

指定難病に係る特定医療費の自己負担上限月額

(単位：円)

階層区分		階層区分の基準		患者負担割合：2割		
				自己負担限度額（外来＋入院＋薬代＋訪問看護等）		
				原則 54216015		
				一般	高額かつ 長期	人工呼吸器等装着
A	生活保護	—		0	0	0
B1	低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 80万円以下	2,500	2,500	1,000
B2	低所得Ⅱ		本人年収 80万円超	5,000	5,000	
C1	一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上 7.1万円未満		10,000	5,000	
C2	一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上 25.1万円未満		20,000	10,000	
D	上位所得	市町村民税 25.1万円以上		30,000	20,000	
入院時の食費				全額自己負担		

※ 一般所得Ⅰ以上の方が、支給認定を受けた指定難病に係る月ごとの医療費総額について5万円を超える月が年間6回以上ある場合は、負担上限月額が軽減されます。

※ 支給認定を受けた指定難病により、継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある、かつ、日常生活動作が著しく制限されている方は、負担上限月額は1,000円となります。

<所得把握の単位>

- 所得を把握する単位は、医療保険における世帯
- 所得を把握する基準は、市町村民税（所得割）の課税額

「世帯」の考え方

- ・受診者（特定医療の提供を受ける指定難病の患者）と同一の世帯に属する者のうち、当該患者と同じ医療保険に加入する者をもって、生計を一にする「世帯」として取り扱います。
 - ※ 患者が国民健康保険の被保険者であり、保護者が後期高齢者医療の被保険者である場合は、当該保護者及び当該患者と同一の世帯に属し、当該患者が加入している国民健康保険に加入する者をもって生計を一にする「世帯」とする。
- ・家族の実際の居住形態及び税制面での取扱いにかかわらず、医療保険の加入関係が異なる場合には別の「世帯」として取り扱います。

<自己負担上限額>

- 受診した複数の医療機関等の自己負担をすべて合算した上で負担上限額が適用されます。
 - ※薬局での保険調剤及び訪問看護ステーションが行う訪問看護を含む。
 - ※外来・入院の区別を設定しない。

○人工呼吸器等装着者とは、人工呼吸器又は体外式人工心臓を使用している方を示します。